

雲南市木材の利用促進に関する基本方針

第1 趣旨

この基本方針は、市産木材を中心とした木材の積極的な利用を促進するため「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「促進法」という。）第12条第1項の規定に基づき、雲南市内の建築物等における木材の利用を促進するとともに、この取り組みが持続可能な森林資源の活用と脱炭素社会の実現に繋がることを目的として、次の事項を定めます。

- (1) 市の区域内の建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項
- (2) 市が整備する公共建築物における木材利用の目標
- (3) 市の区域内の建築物における木材利用の促進に関し必要な事項
- (4) 市の区域内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

第2 用語の定義

この基本方針に使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 木造化とは、純木造だけでなく構造耐力上主要な部分（壁、柱、梁、桁等）の全部又は一部に木材を利用することをいい、木造と非木造（S造、RC造）の混構造（部材単位の木造化）を含みます。
- (2) 木質化とは、建築物の室内に面する部分（天井・床・壁等）、建築物の屋外に面する外壁、建築物に付随する工作物等に木材を利用することをいいます。
- (3) 県産木材とは、「しまねの木認証要領」に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」をいいます。
- (4) 市産木材とは、県産木材のうち、次の木材をいいます。
 - ① 雲南市内の山林で生産された原木を製材加工した木材
 - ② 島根県内の山林で生産された原木を雲南市内において製材加工した木材
- (5) 木質バイオマスとは、バイオマス（再生可能な生物由来の有機性資源）のなかで、木材由来のものをいいます。

第3 市内の建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物における木材利用の促進

- (1) 木材利用を促進すべき公共建築物

市が木材利用の促進に取り組む公共建築物は、促進法第2条第2項各号及び促進法施行令第1条各号に掲げる建築物とし、具体的には、以下のような建築物が含まれます。

- ① 市が整備する公共施設

広く市民に利用される学校、社会福祉施設（保育所・保育園、老人福祉施設等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅、市庁舎等の建築物、その他建築物に付随する外構施設や工作物等。

- ② 市以外の者が整備する公共性の高い施設

上記①に準ずる公共性の高い建築物、その他建築物に付随する外構施設や工作物等。

(2) 木材利用の促進における市の責務

市は、促進法第5条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先して市が整備する公共建築物において木造化及び木質化を図ります。

また、市以外のものが整備する公共性の高い建築物の木造化及び木質化については、その取り組みを積極的に支援します。

2 公共建築物以外における木材利用の促進

(1) 民間非住宅建築物等における木材利用

市は、促進法第13条の規定を踏まえ、民間非住宅建築物における木造化及び木質化を促進するため、非住宅建築物（店舗、事務所等）を建築する者に対する支援措置を講ずるとともに、関係団体等と連携して中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報の提供や先進的な技術の普及に努めます。

(2) 住宅における木材利用

市は、促進法第14条の規定を踏まえ、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築し居住する者に対する支援措置を講じます。

3 木材利用促進の普及啓発

市は、木材利用の促進について市民の理解を深めるため、木材の良さや木材利用の意義に関する情報の発信と普及啓発に取り組みます。

4 国及び関係自治体との連携

市は、木材利用の促進を図るために必要な施策を実現するために、国や県、近隣自治体との相互連携を図ります。

5 建築物木材利用促進協定制度の活用

市は、促進法第15条に定める「建築物木材利用促進協定制度」の活用を推奨し、事業者等から締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、本基本方針に照らして適切なものであるかを確認した上で協定を締結します。

第4 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

市は、次に掲げる目標に沿って木材利用の促進を図ります。なお、市が整備する公共建築物に使用する木材は、市産木材を中心とした県産木材を積極的に使用します。

1 公共建築物

市が整備する公共建築物のうち、第3の1(1)①の公共建築物については、原則、木造化（木造と非木造の混構造を含む。）することとし、建築物の内外装等も積極的に木材を使った木質化を図ります。また、調達可能な市産木材及び県産木材の利用計画も併せて検討します。

2 設備及び調達物品

市が整備する公共建築物の空調機器やボイラー設備を整備する場合は、木質バイオマス由来の燃料を使用する機器の導入に努めます。また、調達物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、木材を原材料とした物品及び消耗品の調達に努めます。

3 公共土木工事

市が発注する公共工事における土木構造物においては、木材の特性に留意しながら木材の利用に努めます。

第5 市内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 製材用原木の安定供給

市産原木の安定供給を図るため、素材生産事業者等における生産体制の強化、担い手の確保、高度な知識と技能を有する技術者の育成などの取り組みを支援します。

2 建築用木材の安定供給

市産木材の安定供給を進めるため、製材事業者における生産加工体制の強化、高品質製品の生産に関する知識と技術を有する人材の育成、製材 J A S の認証取得などの取り組みを支援します。また、木材の需要の開拓のための支援その他の必要な措置を講じます。

第6 市内の建築物における木材利用の促進に関し必要な事項

1 推進体制

本方針に基づく木材利用を適切に推進するため、「県が設置する地域協議会」と連携しながら、市産木材を含む県産木材の利用促進と地域材の需給円滑化を図ります。

また、市が整備する公共建築物等の木材利用を適切に推進するため、関係部署からなる「雲南市木材利用庁内連絡会議」を設置します。

2 相談窓口の設置

民間事業者が整備する公共性の高い施設や非住宅建築物（店舗、事務所等）における木材利用を推進するため、市、木材業界、建築業界が連携し、「木材の利用と供給に関する相談窓口」を設置します。また、必要に応じて「県が設置する相談窓口」との連携を図ります。

3 合法伐採木材の流通及び利用の促進

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律「通称：クリーンウッド法（平成28年法律第48号）」の趣旨を踏まえ、市が整備する公共建築物等について、合法木材である事が確認できる木材を利用します。

また、民間が整備する建築物等については、合法木材である事が確認できる木材の利用を推奨します。

4 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林の確保に努め、木材の利用と適切な森林整備の両立に努めます。

附則

この基本方針は、平成25年3月29日より施行する。

附則

この基本方針は、令和3年9月1日より施行する。

附則

この基本方針は、令和7年4月1日より施行する。